

自然災害等非常時における授業・学期末試験等の取扱いに関する申合せ

平成 16 年 4 月 1 日学長裁定
平成 19 年 1 月 12 日一部改正
平成 22 年 10 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正
令和元年 7 月 9 日一部改正

この申合せは、鹿児島県薩摩地方の自治体に避難勧告等が発令され又は防災気象情報が発表された場合及び不測の事態が生じた場合に、学生の安全確保を最優先とした対応を前提とした授業・学期末試験等(以下「授業等」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

1 休講等措置の決定

- (1) 休講等の措置は、学長が指名する理事及び共通教育センター長が 2 に定める判断基準に基づく協議により決定し、学長に報告する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、学部等は特別の事情がある場合には、学部長等の判断により休講等の措置を決定することができる。ただし、この場合には学長及び前号の理事に報告するものとする。

2 授業等の取扱い

(1) 授業等開始前

午前 6 時 30 分の時点で、次のアからエまでのいずれかの状況が確認された場合は、午前中（1，2 時限目）の授業等を休講とする。ただし、午前 11 時時点で、アからエまでの状況が解除された場合には、午後（3 時限目）から授業を行う。

ア 警戒レベル 4 における【避難指示（緊急）】以上が発令されている場合

イ 警戒レベル 5 相当の防災気象情報等が発表されている場合

ウ 警戒レベル 3【避難準備・高齢者避難開始】又は警戒レベル 4【避難勧告】が発令され、かつ、市電又は路線バスが運行を見合わせている（運休を含む。）場合

エ 警戒レベル 3 相当以上の防災気象情報等が発令され、かつ、市電又は路線バスが運行を見合わせている（運休を含む。）場合

なお、午前 11 時時点で、アからエまでのいずれかの状況が継続している場合は、午後の授業等も休講とする。

(2) 授業等開始後

前号の判断基準に準じて、取り扱う。

(3) その他

前 2 号の取扱いにより、授業等が休講とならなかった場合でも、通学経路にかかわる地域で警戒レベル 3 以上の避難勧告等が発令され又は警戒レベル 3 相当以上の防災気象情報等が発表され、或いは公共交通機関（鹿児島中央駅発着の JR、桜島フェリー又は垂水フェリー）の運休等が生じ、学生自身が安全確保の観点から登校しないことが適当と判断し、欠席等に至った場合には、当該学生に不利益が生じないよう取り扱うものとする。

(注) 教育実習・病院実習・介護等体験実習・インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものとする。

3 休講等措置の周知方法

- (1) 学生部から各学部へ連絡し、各学部及び学生部は、学生に対して学務 web システム等により速やかに周知する。ただし、授業等時間中の場合は、担当教員を通じて周知する。
- (2) 当日の授業等担当教員(非常勤講師を含む。)に対しては、各学部及び学生部から電話等により速やかに周知する。
- (3) 学生部は、鹿児島大学のホームページに掲載する。

(4) 前3号に定める方法により周知がない場合は、2の取扱いに基づき、各自で判断するものとする。

4 その他

(1) 地震等不測の事態が生じた場合も、上記に準ずる。

(2) 学長及び学長が指名する理事が必要と判断した場合には、1の(1)及び2の規定にかかわらず、休講等の措置等について決定し、実施することができる。